

# 保険・年金 フォーカス

## 年金改革ウォッチ 2015年3月号 ～ポイント解説：年金記録の新しい訂正請求手続き

年金総合リサーチセンター 主任研究員 中嶋 邦夫

(03)3512-1859 [nakasima@nli-research.co.jp](mailto:nakasima@nli-research.co.jp)

[http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio\\_nakashima.html](http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio_nakashima.html)

### 1 —— 先月までの動き

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会は、これまでに実施された3つのモデル事業のモニタリング結果を受け、年度内に報告書をまとめる見込みです。また、年金記録訂正分科会が開催され、新しい年金記録訂正について詰めの議論が行われました。

○2月9日 公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会（第8回）

テーマ モデル事業モニタリングの報告、モニタリング結果に基づいた各ツールの修正 他

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073634.html>（配布資料）

○2月16日 社会保障審議会 年金記録訂正分科会（第2回）

テーマ 年金記録の訂正請求に係る請求書(案)等、「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(案)」等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000074263.html>（配布資料）

### 2 —— ポイント解説：年金記録の新しい訂正請求手続き

先月、年金記録訂正分科会が年金記録訂正に関する方針等を確認・了承し、これを受けて3月1日から新しい仕組みでの年金記録の訂正請求手続きがスタートしました。本稿では、年金記録訂正の経緯や現状、課題を確認します。

#### 1 | 経緯：平時の訂正のために仕組みを整備

2007年2月に年金記録問題が明らかになった後、同年6月総務省に「年金記録確認第三者委員会」が臨時設置され、総務大臣から厚生労働大臣への「行政のあっせん」として記録訂正の手続きが始まりました。当初は過去の記録問題への対応が中心でしたが、処理が進むにつれて平時に起こる記録の誤りへの対応や恒久的な制度としての整備が必要になってきました。そこで、2013年5月に設置された「年金個人情報適正な管理のあり方に関する専門委員会」での議論を経て、2014年6月の法改正で新しい手続きが設けられました。今年1月に招集された年金記録訂正分科会では年金記録訂正の基本方針等が

議論され、この結果を受けて3月1日から新しい仕組みでの訂正請求がスタートしました。

新しい仕組みでは、(1)加入者が記録の訂正請求権を持つこと、(2)民間有識者の審議結果をもとに厚生労働省が記録を訂正すること、(3)不服がある場合は不服申立や司法手続きが可能なこと、などが整備されています。

## 2 | 現状：ボーナスに関するものが中心に

前述のとおり、記録訂正の対象は、過去の記録から最近の記録に移ってきています。記録訂正の受付件数は、2007～10年度には1か月当たり5000件程度ありましたが、2012年度には約1500件に減少しました。また、2012年度の記録訂正の9割が厚生年金に関するもので、その8割近くがボーナスからの本格的な保険料徴収(総報酬制)が始まった2003年度分以降のものになっています。近年の厚生年金に関する記録訂正をみると、その多くでボーナスに関する事業主の届出漏れや届出誤りが原因になっています。

## 3 | 課題：丁寧な説明と、誤りが発生しにくい

### 事務設計

今後の課題の1つは、丁寧な説明です。すでに記録訂正の仕組みについての分かりやすい説明資料が準備されていますが<sup>\*1</sup>、訂正請求者に対して一歩踏み込んだ分かりやすい説明や資料も必要でしょう<sup>\*2</sup>。具体的には、年金事務所レベルで処理される簡易な手続きに該当するのはどのような場合かや、請求を認めない決定が行われた場合の理由等について、丁寧な説明が求められます。

もう1つの課題は、誤りが発生しにくい事務の設計です。厚生労働省では、これまでの記録訂正事例を分析して訂正の基本方針を見直す予定ですが、事例分析の結果を誤りが発生しにくい事務の設計に役立てることも必要でしょう。特に、今後見込まれる厚生年金の適用拡大の際に年金記録の誤りが増加しないような、事務の見直しが期待されます。厚生年金の適用拡大については、(1)来年度予算案に、国税庁から提供された源泉徴収義務者(事業主)等の情報を利用して未加入事業所に指導を行うことが盛り込まれ、(2)今年1月にまとめられた年金部会の報告書では、現在は適用対象外となっている短時間労働者や個人事業所へも適用を拡大する方向が打ち出されています。適用拡大後にきちんと事務が行われ将来の年金給付に結びつくよう、検討が必要でしょう。

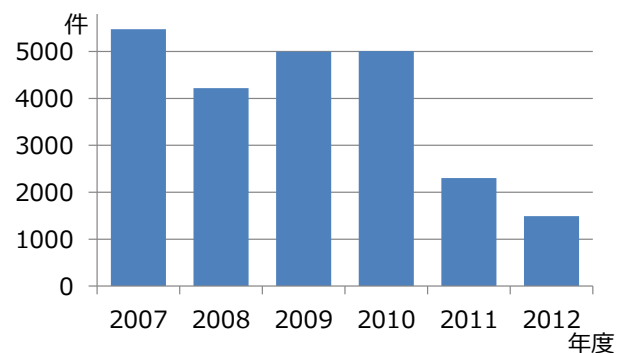
\*1 「年金記録の訂正手続のあらまし」(日本年金機構ホームページに掲載)

\*2 例えば「公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会」では、市町村の窓口で国民年金の手続きを行う際に来訪者へ提示するカード式の資料などが検討されている。

図表1 年金記録の訂正に関する経緯

2007年02月	年金記録問題が明らかに
2007年06月	総務省に「年金記録確認第三者委員会」が設置
2013年05月	社会保障審議会年金部会に「年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会」が設置
2013年12月	同専門委員会が意見を取りまとめ
2014年06月	年金記録訂正の関連法案が成立
2015年01月	社会保障審議会に「年金記録訂正分科会」が設置
2015年02月	同分科会が意見を取りまとめ
2015年03月	年金記録の新しい訂正請求が開始

図表2 年金記録訂正の1か月当たり受付件数



図表3 年金記録訂正の内訳(2012年度)

